

亶理町地域福祉計画

亶理町再犯防止推進計画

亶理町成年後見制度利用促進基本計画

～ 地域で支え合うまちの実現 ～

概要版



令和5年3月

亶理町



1 計画の策定にあたって

地域福祉とは・・・

地域福祉とは、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が協力しあい、福祉課題の解決に取り組むことです。地域福祉には、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するためのさまざまな取り組みがあります。

地域で安心して生活するためには、行政や福祉サービス従事者などの特定の人だけでなく、全ての人が互いに助け合い、支え合うことが大切です。



地域共生社会とは・・・

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として地域に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

本計画における自助・互助・共助・公助の考え方・・・

必要な支援を地域へ提供し、自立した生活を支援するという考え方です。住民は身近な地域の資源を活用しながら、地域課題の解決のために住民同士の助け合いを強化していくことが求められています。

自助：住民やその家族で困りごとを解決すること。

互助：住民の周囲の方たちが互いにに関わり、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

共助：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

公助：さまざまな公的サービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

『地域福祉計画』の位置づけ・・・

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画として策定し、福祉分野における各種計画の上位計画として位置づけるものです。地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する際の方向性や基本的な考えを示したもので、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

地域福祉計画と一体的に策定・・・

●再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人の生活と社会復帰を支え、町民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して策定します。

再犯防止の取り組みの町民への周知・啓発、関係機関・団体との連携、自立支援の推進をすることで、再犯防止に取り組めます。

●成年後見制度利用促進基本計画

病気や障がい等により、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利と利益を守るための制度である成年後見制度の適切な利用を目的に策定します。

研修会の開催等による周知及び権利擁護の普及啓発、関係機関の連携強化、後見人等の担い手の確保育成を推進することで、利用促進に取り組めます。



2 計画の体系



地域で支え合うまちの実現



地域福祉計画の目指す地域共生社会の実現には、行政だけでなく住民や団体とのパートナーシップによる地域福祉の推進が不可欠であることから、「協働のまちづくり」を念頭に置き、あらゆる立場の人が助け合いの意識を持ち、支え合うまちづくりを目指し、基本理念を『地域で支え合うまちの実現』としました。

基本目標

基本施策

地域福祉計画

基本目標1

やさしさにあふれる
人づくり

- 1 人にやさしいまちづくりを進めます
- 2 権利が守られるまちづくりを進めます

基本目標2

支え合いのある
地域づくり

- 1 身近な地域活動への参加を進めます
- 2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます
- 3 地域の交流、福祉活動を進めます

基本目標3

自立生活を支える
仕組みづくり

- 1 福祉サービスの適切な利用を進めます
- 2 福祉に関する施策やサービスを進めます
- 3 生活困窮者に対する支援を進めます

基本目標4

安心して暮らせる
環境づくり

- 1 暮らしやすい生活環境づくりを進めます

地域福祉計画と一体的に策定

巨理町再犯防止推進計画

- 1 町民の関心と理解の醸成に向けた周知・啓発
- 2 関係機関、団体との連携の推進
- 3 罪を犯した人の自立支援の推進

巨理町成年後見制度
利用促進基本計画

- 1 成年後見制度に対する理解促進
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と中核機関の設置
- 3 任意後見制度の利用促進
- 4 町長申立の適切な実施
- 5 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の推進
- 6 後見人等の担い手の確保・育成



3 施策の展開

基本目標 1 やさしさにあふれる人づくり

1 人にやさしいまちづくりを進めます

地域福祉への関心と助け合いの意識の向上に向けて、地域の愛着を育み、助け合い・支え合い活動の意義と重要性の周知や福祉教育などの取り組みを推進していきます。

住民の取り組み

- 地域に関心を持つことや、福祉教育・福祉学習などの各種講座に参加します。
- 障がいの特性や認知症への理解を深めます。

地域の取り組み

- キャップハンディ体験^{*}や福祉講座の開催
- ボランティア活動に参加できる機会の創出
- 近隣や身近な人への声かけ

町の取り組み

①福祉意識の醸成

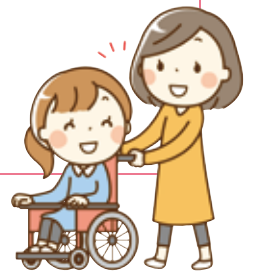
- 認知症に関する講座の開催等により、認知症への理解を促進
- 人権教育講座の開催
- 地域福祉に関する広報啓発活動

②町民の心の健康増進

- 各種相談窓口の周知
- ゲートキーパー^{*}の養成
- 自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心とした理解促進活動

※キャップハンディ体験：体が不自由な方の立場を疑似体験すること。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。



2 権利が守られるまちづくりを進めます

成年後見制度の認知度の向上と適切な利用の促進に向けて、継続的な広報、身近な相談先の充実などを推進します。また、高齢者や障がい者、子ども等への虐待や家庭内暴力を未然に防ぎ、早期発見・早期対応するための体制整備を実施します。

住民の取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（まもりーぶ）について理解を深めます。
- 虐待や家庭内暴力が疑われるようなことに気づいたら、関係機関に連絡します。

地域の取り組み

- 見守り活動の実施
- 出前講座等の活用
- 困りごとを抱えている人への適切な支援のため、関係機関との情報共有の実施

町の取り組み

①権利擁護の充実

- 判断能力が不十分な人の権利を守る日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の周知
- 権利擁護を必要とする人が守られるよう、成年後見制度等の各種制度の周知と利用促進

②虐待の予防と早期発見・早期対応

- 虐待や家庭内暴力の防止の強化
- 虐待の通報義務等の周知・啓発の推進
- 関係機関の連携強化・適切な支援の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討

基本目標 2 支え合いのある地域づくり

1 身近な地域活動への参加を進めます

地区サロンや運動サークル、シニアクラブ等の地域活動の継続に向けた担い手の確保と活動の周知を推進します。地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支え合いの仕組みづくりを行います。

住民の取り組み

- 日頃から隣近所とあいさつを交わし、声をかけ合い、地域活動と一緒に参加します。

地域の取り組み

- 関係機関の連携による、地域の見守り体制の強化、支え合いの仕組みづくり

町の取り組み

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ①多様な主体による見守り・支え合いの推進 | ● 認知症関係事業の周知 |
| ②自治会等・まちづくり協議会活動の活性化 | ● まちづくり協議等会への支援・各種事業の実施 |
| ③地域情報・災害情報の発信 | ● ホームページやSNS※等を通じた情報発信 |

※SNS：インターネットにより社会的なつながりを築くサービス。(Social Networking Serviceの略)

2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます

町社会福祉協議会をはじめとした各種団体やボランティア活動についての周知を行い、各種団体や事業所に対する支援として、活動に必要な情報の提供や活動場所の提供を実施します。

住民の取り組み

- 各種団体、ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動や地域活動に参加します。

地域の取り組み

- ボランティア活動や地域活動に関する情報発信、担い手の育成を実施、活動の場の創出

町の取り組み

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①ボランティア団体・NPO法人等の活動の充実 | ②町社会福祉協議会との連携・協働 |
| ● 地区サロン等の運営支援・活動場所の提供 | ● 事業の支援・地域福祉活動の推進 |
| ● 各種団体・ボランティア活動の周知 | ● 連携強化・取り組みなどの周知・啓発の実施 |

3 地域の交流、福祉活動を進めます

地域や地域福祉について学ぶ・知る機会の確保や、地域の活動に感染防止対策を徹底したうえで気軽に参加できる環境整備を推進します。

住民の取り組み

- 地域の交流の場や地域活動に家族や隣近所の人、友人、知人と誘い合って参加します。

地域の取り組み

- 地域福祉に関する研修・講習会等の開催による、担い手の確保・育成

町の取り組み

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ①地域交流の推進 | ②地域福祉の担い手の発掘・育成・確保 |
| ● 社会参加のきっかけづくり、地域づくりの推進 | ● 社会福祉協議会と連携し、新たな担い手の発掘 |
| ● 生活教養・文化・スポーツ等各種事業の実施 | ● 研修・講座への参加支援、人的支援 |

基本目標3

自立生活を支える仕組みづくり

1 福祉サービスの適切な利用を進めます

どのような人にも情報が伝わるよう情報提供の方法や手段を工夫します。

町や関係機関が連携し、困りごとを抱えている人を適切な支援につなぐ支援体制を整備します。

複雑化・多様化・複合化した課題に対応できるよう、相談を受ける人の質の向上に努めます。

住民の取り組み

- 困ったときには、一人で悩まず相談します。
- 困っている人がいたら、相談窓口について伝える、または相談窓口につながります。

地域の取り組み

- 相談を受けたら、町や専門機関等の窓口や適切な支援先へ情報共有・連携の実施
- 受け手に伝わりやすい情報発信

町の取り組み

①福祉サービスの苦情解決・質の向上

- 事業者と連携しサービスの質の向上を推進
- 事業者への適切な指導・助言・監督の実施

②総合的な相談体制の整備

- 各種相談体制の充実
- 関係機関との連携強化・相談員の質の向上

③情報提供の充実

- 広報紙やホームページ、SNS等を活用した幅広い情報発信の実施
- 受け手に伝わりやすい情報発信

④包括的な支援体制の構築

- 関係団体との協働による支援体制の構築
- 地域生活課題へのサポート体制の整備
- 重層的支援体制整備事業の実施の検討



2 福祉に関する施策やサービスを進めます

子どもから高齢者に至るまでの各ライフステージやそれぞれの状態に応じた適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する施策やサービスの充実を図ります。

住民の取り組み

- 特定健康診査やがん検診等を受診します。
- 福祉サービスへの理解を深め、必要に応じて利用します。

地域の取り組み

- 町や地域と連携し、健康づくりを普及
- 国際交流の機会の創出
- 福祉サービスの充実強化

町の取り組み

①健康づくりの推進

- 特定健康診査やがん検診等の周知・啓発
- まちづくり協議会と連携し健康づくりの展開

②高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進

- 介護予防の普及・啓発
- 地区サロン・サークル活動の支援

③障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- 障がい福祉サービス提供基盤の整備を推進
- 就労の機会や活躍できる場所づくりの推進

④子育てしやすい地域づくりの推進

- 妊娠から子育て期までの切れ目のない支援
- 子育ての活動の支援の充実

⑤多文化共生の推進

- 多方面の国際親善・交流活動の活性化を推進

3 生活困窮者に対する支援を進めます

生活困窮者を支援する制度の周知の強化、複雑化・複合化した課題を支える人を支援する事業を推進します。

住民の取り組み

- 困ったときの助けとなる制度について知り、困ったときには、身近な人や専門機関に相談します。

地域の取り組み

- 子ども食堂やフードドライブ・パントリー事業*の実施
- 生活困窮者相談支援事業の実施
- 生活困窮者を支える地域づくりの推進

町の取り組み

- ①生活困窮者の自立支援
- 関係機関等との連携のもと、相談・指導體制の充実
- 生活保護制度の周知と適切な運用

※フードドライブ・パントリー事業：いただきものや買いすぎなど、開封されないまま家庭で眠っている食品を集め、食べることに困っている人に提供する事業のこと。



基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり

1 暮らしやすい生活環境づくりを進めます

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まいや公共施設等、誰もが利用しやすい暮らしやすい環境の整備を推進します。

日常の安全・安心のほか、災害時に備えた防災意識の向上や地域の緊急時の支援体制の構築を進めます。

住民の取り組み

- 普段から地域の人々と交流し、「顔の見える関係性」を築きます。
- 備蓄や避難経路・避難所の把握、防災訓練への参加等、災害時・緊急時の備えを行います。

地域の取り組み

- 地域や社会福祉施設などで防災訓練や防災教育の実施
- 防犯実働隊や自主防災組織による見守りやパトロールの実施

町の取り組み

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ①安全・安心な地域づくりの推進 | ②空き家・耕作放棄地等の適正管理や活用の推進 |
| ● 利用者ニーズに合ったさざんか号およびわたりん号の運行 | ● 遊休農地の有効活用の検討 |
| ● 高齢者緊急通報システムの整備 | ● コワーキングスペース*やサテライトオフィス*の整備・提供の検討 |
| ③防災対策と災害時支援体制の強化 | ④防犯対策と交通安全の推進 |
| ● 消防団や自主防災組織等の維持・運営の支援 | ● 消費生活相談、権利擁護事業などの周知の促進 |
| ● 災害時避難行動要支援者情報登録制度の推進 | ● 交通安全意識の普及・啓発 |
| ● 防災知識の普及・啓発 | ● 特殊詐欺防止や子どもの犯罪被害防止対策 |

※コワーキングスペース：事業者間で作業拠点を共有する空間のこと。

※サテライトオフィス：事業者自らが設置するテレワークのための拠点のこと。

4 計画の推進体制

町民参加による地域福祉の推進

町民一人ひとりが自身も地域の重要な担い手の一員であることに気づき、積極的に地域の活動に参画する意識づくりと環境づくりを推進していきます。

地域との協力体制の構築

地域福祉を推進するにあたっては、地域との連携・協力が欠かせません。地域福祉に関わる町社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体等との連携の強化を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

庁内の推進体制

地域福祉を推進するにあたっては、全庁的な取り組みが必要であることから、「地域福祉計画策定検討会」が中心となり、関係各課の横断的な連携を図ります。また、職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、地域が抱えるニーズを把握し、関連施策や取り組みを着実に進めます。

5 困ったときの相談先

困りごとなど	相談先	連絡先
福祉に関する総合的な相談	福祉課	0223-34-1114
	巨理町社会福祉協議会	0223-34-7551
身近な困りごとに関すること	各地区民生委員・児童委員	連絡先は福祉課にお問合せください。
妊娠・出産・子育てに関すること	子育て世代包括支援センター	0223-34-7505
高齢者に関すること	地域包括支援センター	0223-34-1331
生活に困窮している方に関すること	宮城県自立相談支援センター	0224-51-8401
障がいをお持ちの方の総合的な相談	基幹相談支援センター	0223-23-0775
児童虐待に関すること	児童相談所虐待対応ダイヤル	189
配偶者等からの暴力に関すること	宮城県女性相談センター	022-256-0965
心の悩みに関すること	こころの相談電話	0229-23-0302



巨理町地域福祉計画 概要版

令和5年3月発行

巨理町福祉課社会福祉班

〒989-2393 巨理町字悠里1番地

電話：0223-34-1111（代表）

